

右之者、武州下小合村善五郎外二人、御留場内にて殺生いたし候鶴と乍存買取賣捌候段不届に付、賣捌候代金錢并所持致候肉共取上げ、江戸十里四方追放、

右の裁判を見るに、只留場に於て殺生したるまでの刑にて、鶴を捕りしことは別に其咎めなし、是を以て鶴を捕るものを極刑に處すること、近代には其例なきことを知るべし、然れども民間に於ては、鶴を捕ること重き禁令と知て、畏れて敢て犯すもの、なかりしは、蓋し舊令の餘烈なるべし、

天保元年に幕下の士伊藤主膳、柳島にて鶴を銃殺したる罪にて、永預けとなりしどき、其宣告には雁となり、是も鶴を殺したことを憚りて、雁と申立し故、其ま、雁と申渡せしなるべし、

鶴進獻

〔光豐公記〕慶長十五年六月十四日、板倉伊賀守黒鶴一羽進上、予一人披露、女房奉書被出即遣、
〔文恭院殿御實紀附錄三〕大内へ進らせらる、御物數は更なれ、茲、あてし御鷹のかぎりは、一寄も寄をきることなかりし、鶴三羽まで御拳ありしどきは、御膳所へ渡らせられて、御側より外班の者どもまでも、鶴血酒たまはる定例なるが、御物數多き事少からし時は其事なし、かく御物數多く成行ば、年毎に鶴血酒たまはらぬことなきやうになりにき、

〔光臺一覽〕十八日〇正鶴之庖丁、抑此鶴の庖丁と申は、前度の從關東將軍様御手自の御鷹の鶴を獻上有之、其鳥を今日清涼殿の庭上にて、内膳司則御膳番高橋采女正、大隅某、各隔年に大役にて眞の庖丁仕、尤晴之家業也、

〔政談四〕鶴取ヲ磔ニ掛ルト云ハ、大形太閤秀吉公ナドヨリ起タルコト成ベシ、年始ニ禁裏へ鶴獻上ト云コト有ヨリ、重取捌ト成シト見ヘタリ、サレドモ非法ノ制也、嚴有院様ノ御母公様ノ御事